

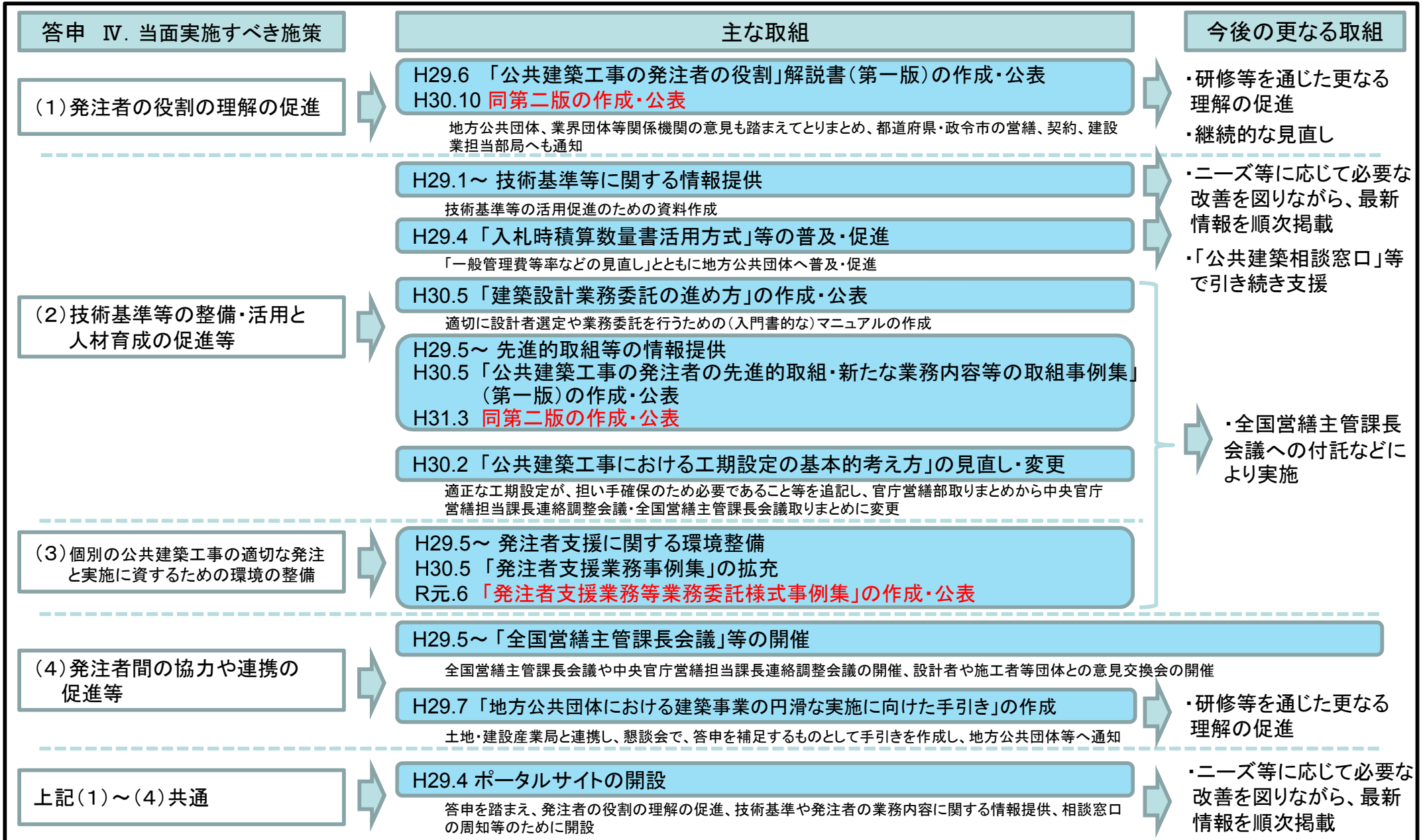
# 最近の官庁営繕行政について

---

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(H29.1.20)を受けた取組状況
2. 営繕工事における生産性向上技術の活用について
3. 霞が関地区の整備状況

## を受けた取組状況 (R元.8時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その取組状況は、以下のとおり。



## 「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)に基づき、地方公共団体等からの意見等を踏まえて作成
- 答申に示された公共建築工事における発注者の役割について解説するとともに、関連する国土交通省の官庁営繕事業における運用事例、参考となる技術基準・ガイドライン等を紹介
- 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイト※に参考資料のリンク一覧を掲載

※ 発注者の役割ポータルサイトURL<[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

## 今回の改定概要

- **建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組**や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、**平成30年10月に第二版として解説書を改定**

### (主な追加・更新内容)

- ・ 週休2日の確保等を踏まえた適正な工期設定
- ・ 適切な設計者選定に向けた「建築設計業務委託の進め方」の作成
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な競争参加資格の設定
- ・ 適切な積算数量の算出に向けた「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」の作成
- ・ 適正な予定価格の設定に必要な法定福利費や安全衛生経費の適切な計上
- ・ 品確法への違反となる歩切りの禁止
- ・ 生産性向上のための工事の関係者間調整を円滑化する取組 など

- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う

○ 解説書では、答申本文をNO.1～19に分割し、以下の「・」44事項を解説(赤字は主な変更点)

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築工事」の範囲等</li> <li>・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比</li> <li>・「発注者の役割」という用語</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者としての善良な管理者としての注意義務</li> <li>・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件</li> <li>・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ             <ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手確保や建設現場の生産性向上に向けた発注・施工時期の平準化を図るために余裕期間制度の活用を追記</li> </ul> </li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保</li> <li>・国等の政策             <ul style="list-style-type: none"> <li>○営繕工事における働き方改革・生産性向上に向けた取組を追記</li> </ul> </li> <li>・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も適した設計者の選定             <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国の公共建築工事の発注者が適切な設計者選定を行うためのマニュアルとして「建築設計業務委託の進め方」を追記</li> </ul> </li> <li>・最も適した施工者の選定             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の性格、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定を追記</li> </ul> </li> <li>・成績評定の発注者間での相互利用</li> <li>・業務内容に応じた適正な予定価格の設定</li> <li>・適切な積算数量の算出             <ul style="list-style-type: none"> <li>○積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるように「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」を追記</li> </ul> </li> <li>・工事内容に応じた適正な予定価格の設定             <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定福利費や安全衛生経費の適切な計上の必要性を追記</li> <li>○「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反である旨を追記</li> </ul> </li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業部局と発注部局それぞれの責任</li> <li>・発注の部局の責任者</li> <li>・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>○週休2日の確保に向けた発注者による環境整備の必要性について追記</li> <li>○分離発注される工事や後工程の内装工事、設備工事、舗装工事等の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮する旨を追記</li> </ul> </li> </ul>		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士が適切に業務を実施できるための配慮</li> <li>・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定</li> </ul>	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計意図伝達業務の適切な発注</li> <li>・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」の取組を追記</li> </ul> </li> <li>・工事監理業務の適切な発注</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築市場は民間建築工事が大多数</li> <li>・民間市場の動向の発注条件への適切な反映</li> <li>・民間市場の動向の予定価格への適切な反映</li> </ul>		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者支援</li> </ul>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の関係者間調整に向けた取組(BIM等の活用促進、会議の早期開催等)を追記</li> <li>○工事関係図書等の書類の簡素化の取組を追記</li> </ul> </li> <li>・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議</li> <li>・契約変更の適切な実施</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令等に規定された発注者の責務等</li> </ul>		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業部局に対する技術的な助言             <ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手確保や建設現場の生産性向上に向けた発注・施工時期の平準化を図るために債務負担行為の積極的な活用等を追記</li> </ul> </li> <li>・事業の合理性や経済性の確保</li> <li>・事業の実施の優先順位や緊急性の評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急度判定に係る技術的事項を定める緊急度判定基準を追記</li> </ul> </li> </ul>	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加の調査・試験等</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な諸条件の把握</li> </ul>		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事前調査</li> </ul>	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施</li> <li>・工事の段階における既存建築物の状況確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事において必要な事前調査</li> <li>・アスベストの有無の調査</li> <li>・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査</li> </ul>	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の使い方等の適切な伝達</li> </ul>
		19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注と実施に関する説明責任</li> </ul>

## 2. 営繕工事における生産性向上技術の活用について

### ■ 取組の背景

### 未来投資戦略2018 具体的施策(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM※<sup>1</sup>をはじめとした施工合理化技術の採用を発注者側が指定する試行を行い、発注・完成時の評価項目への反映を行うとともに、BIMガイドラインを改定する。 ※<sup>1</sup>: BIM (Building Information Modeling)

#### 2018 年度の取組

- ① 施工BIMの試行
  - ・一部の工事で施工BIMを試行（新営工事を対象）
- ② 情報共有システム・電子小黒板の活用
  - ・一部の工事で情報共有システム発注者指定
  - ・一部の工事で電子小黒板を試行
- ③ 発注・完成時における施工合理化技術の導入促進
  - ・発注時（入口評価）において、新営工事S型を対象に施工合理化技術の評価
  - ・完成時（出口評価）において、全工事を対象に施工合理化技術の評価
- ④ ICT建築土工の試行
  - ・一部の工事でICT建築土工を試行

#### BIM ガイドラインを改定（2018年8月）

- ・官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドラインの改定

#### 2019 年度の取組 太字・下線：2019年度新規の取組

- ① BIMの新たな取組
  - ・**BIMを用いた基本設計**図書の作成及び納品（試行）
  - ・**施工BIMを改修工事に拡大**（試行）
- ② 情報共有システム・電子小黒板の本格活用
  - ・新たに**情報共有システムに必要な機能要件を明確化し、全国で本格活用**
  - ・**原則全ての営繕工事**で電子小黒板を**本格活用**
- ③ 施工合理化技術の更なる導入促進
  - ・発注時に施工合理化技術の評価する対象工事を**改修S型にも拡大**
  - ・発注・完成時における**評価・加点の対象となる例示技術の追加**
- ④ ICT建築土工の試行継続
  - ・対象工事において試行継続



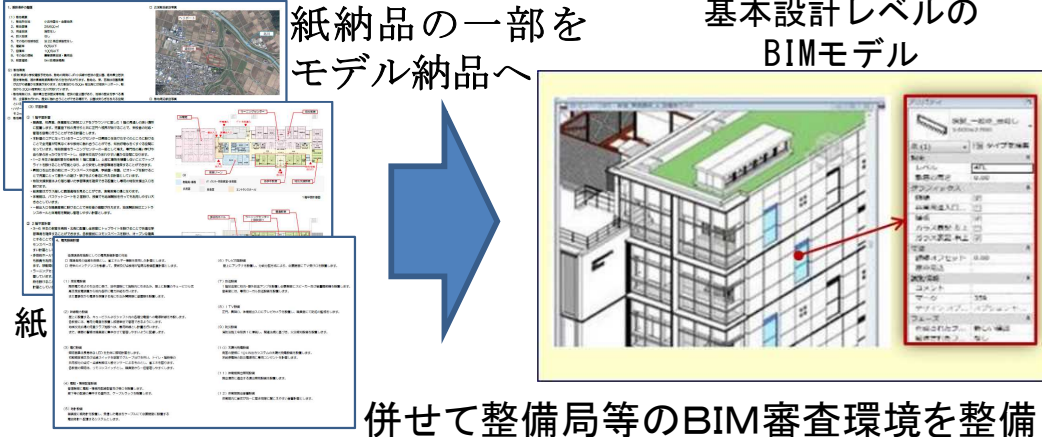
～建築分野のi-Construction 更なる拡大へ活用方針を改定～

## ①BIMの新たな取組(2019年度)

### ●BIM※1を用いた基本設計図書の作成及び納品(試行・新規)

紙納品の一部を  
モデル納品へ

基本設計レベルの  
BIMモデル

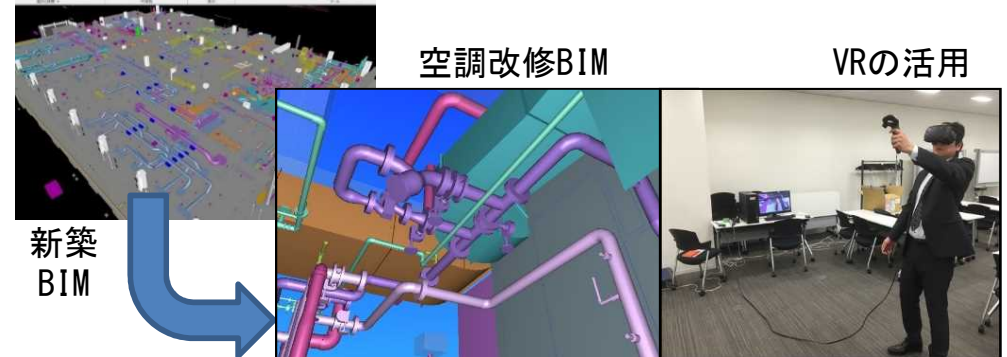


併せて整備局等のBIM審査環境を整備

※1 BIM:Building Information Modeling

### ●施工BIMを改修工事に拡大(試行・新規)

新築⇒大型空調衛生設備改修工事にも発注者指定を拡大。  
必要に応じVR、AR、MR※2を併せて活用。



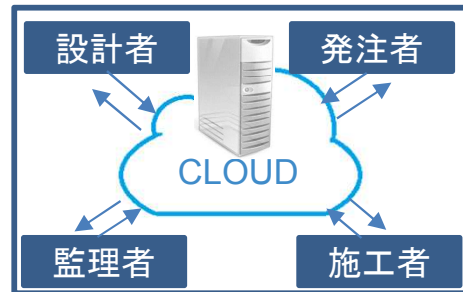
※2 VR:仮想現実、AR:拡張現実、MR:複合現実

## ②情報共有システム・電子小黒板の本格活用(2019年度)

### ●情報共有システムを活用した工事関係図書、電子納品等の本格活用(新規)

全ての整備局等で情報共有システム(ASP)の運用方法を策定

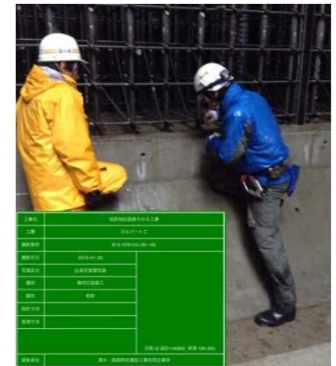
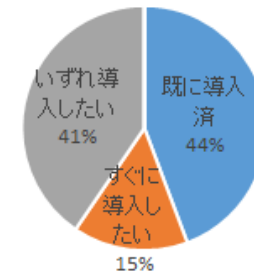
新たにASP機能要件書(営繕工事版)を策定



情報共有システムの更なる活用促進

### ●電子小黒板の本格活用(新規)

全地整で勉強会実施



原則全ての営繕工事で電子小黒板を活用

～建築分野のi-Construction 更なる拡大へ活用方針を改定～

③発注・完成時における施工合理化技術の更なる導入促進(2019年度)

●発注時に施工合理化技術を評価する対象工事の拡大

入口評価

新営工事（建築・電気・機械各工事の入札契約方式がS型※<sup>3</sup>によるもの



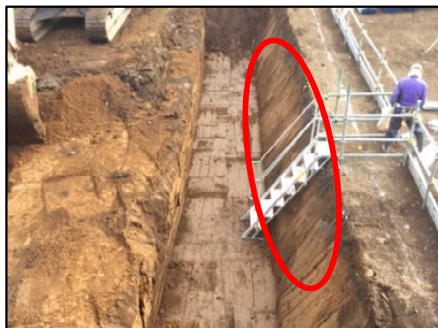
新営工事**及び改修工事**（建築・電気・機械各工事の入札契約方式がS型によるもの

改修S型にも拡大

※3 S型: 入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。

④ICT建築土工の試行継続(2019年度)

●ICT建築土工を活用した施工(試行・継続)



オープンカット法面整形(60°3D)



つぼ堀 床付け(3D:2D+深さ)

対象工事において試行継続

●発注・完成時における評価・加点の対象となる例示技術の追加

入口評価

出口評価

入札説明書等に次の技術を例示 (青字追加)

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工 (ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自立運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等)、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの作成

受注者からの技術提案を誘導

左官工による床仕上げ作業



コンクリート床仕上げロボット



ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット



天井裏配線作業ロボット

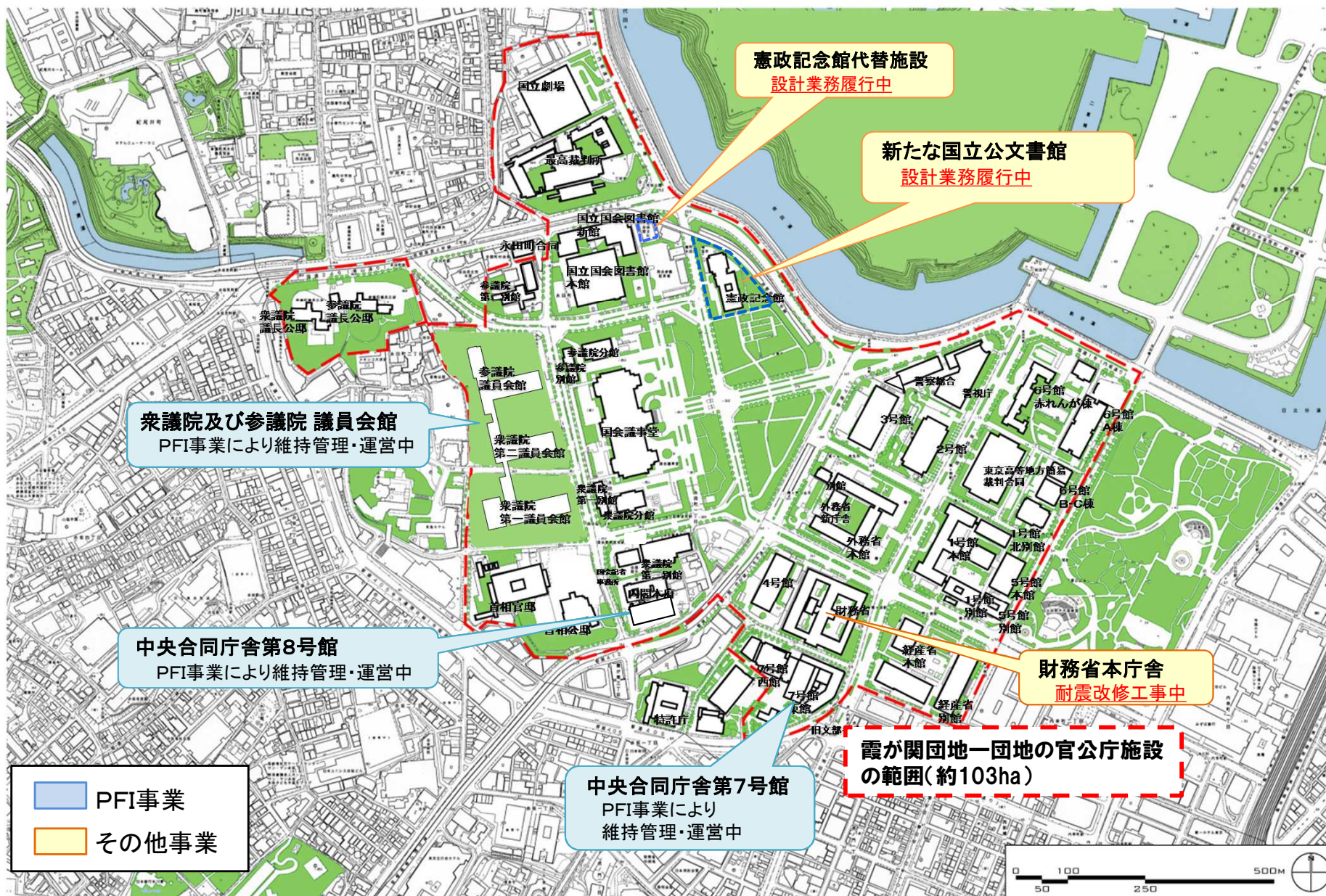


評価・加点の対象とする技術の例



# 3. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。新たな国立公文書館の設計業務を履行中。





# ○主要事業の概要

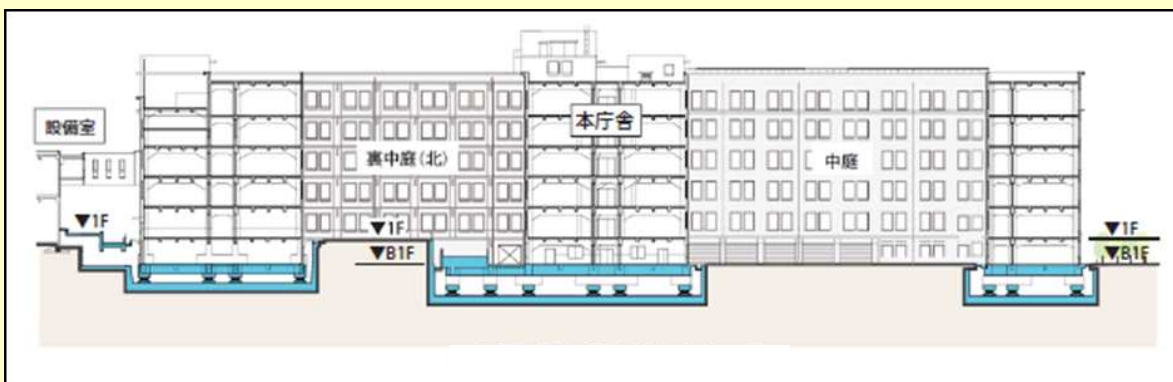
## ■財務省本庁舎耐震改修

○最新の科学的知見に基づいて検討された大地震(首都直下地震、南海トラフ巨大地震)の発生後においても、**災害応急対策活動拠点として、建物の継続利用が可能となるよう耐震性能の向上を目的とした耐震改修を実施。**

○**庁舎機能を維持しながらの工事を実現するため、基礎下免震改修工法を採用。**



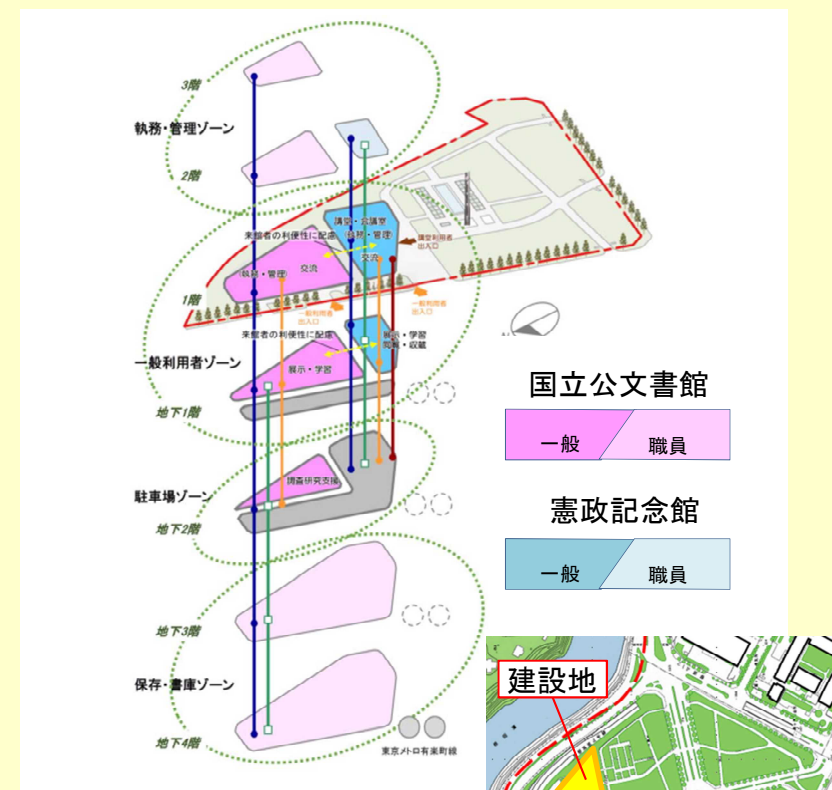
事業内容	本庁舎の基礎下免震改修
事業期間	H27～R1工事
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階 建築面積 11,870㎡ 延床面積 56,208㎡



基礎下免震改修工法 断面図

## ■新たな国立公文書館新築

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「**国のかたちや国家の記憶**」を伝え将来につなぐ「**場**」を新たに整備



### 【建物の概要】

場所: 国会前庭  
(憲政記念館敷地)  
階数: 地上3階地下4階程度  
面積: 約42,000㎡

